

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の自然災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

岩国市のハザードマップによると、当商工会地域のうち由宇町では由宇川沿いは最大 2 m 以上 5 m 未満の浸水が予想されている。また、周東町においては島田川沿いで最大 2 m 以上 5 m 未満の浸水が予想されている。玖珂町においては、全域が高所のため洪水浸水想定区域には入っておらず、被害も軽微であることが想定される。



洪水ハザードマップ (由宇支所近隣)
(岩国市HPより)

(土砂災害：ハザードマップ)

岩国市のハザードマップによると、由宇地区において商工会由宇支所や商店が集積する平野部周辺の山間地域が崖崩れ等、土砂災害が生じる恐れがある特別警戒区域となっている。周東地区・玖珂地区において事業所が集積している市街地は、商工会館を含め特別警戒区域として指定されていない。



土砂災害ハザードマップ (本所近隣)

(高潮：ハザードマップ)

岩国市のハザードマップによると、由宇地区の由宇支所を中心に半径 1 km 圏内で 2 m 以上 5 m 未満の浸水が予想されている。海から離れている周東地区・玖珂地区では浸水被害は想定されていない。

(地震：J-SHIS マップ)

J-SHIS マップによると、今後 30 年以内に震度 5 強に見舞われる確率は、周東地区 (下久原付近) で 45.5%、玖珂地区 (上市付近) で 44.0%、由宇地区 (中央二丁目付近) においては 63.9% と想定されている。また、今後発生が危惧されている南海トラフ地震における震度 6 弱以上の影響度について、周東地区 (下久原付近) は 35.9%、玖珂地区 (上市付近) は 35.4%、由宇地区 (中央二丁目付近) は 51.0% となっている。

(津波：ハザードマップ)

岩国市のハザードマップによると、南海トラフ巨大地震のデータを基に最大クラスの津波が発生した際、由宇地区の沿岸部において最大 2 m 以上～3 m 未満の津波が予想されている。海から離れている周東地区・玖珂地区では被害が指定されていない。

(その他)

2018 年 7 月の豪雨では、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土砂崩れ、浸水による道路冠水等が発生し、広い範囲に多大な被害を及ぼした。山口県の平成 30 年 7 月豪雨における結果報告によると 7 月 5 日～8 日までの玖珂 (岩国市) の総降水量は 490mm、

24 時間降水量は、岩国市で 343mm と観測史上最大となった。周東町では土砂災害が発生し、人的被害に加え住宅被害により市民の生活に多大な影響を及ぼした。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1, 126 人
- ・ 小規模事業者数 948 人 (令和元年度商工会実態調査より)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	304	268	3 地区に広く分散している
	製造業	89	72	沿岸部 (由宇地区) に多い
	卸小売業	274	222	3 地区の中心部に集積している
	飲食宿泊業	85	80	3 地区の中心部に多い
	サービス業	286	233	3 地区に広く分散している
	その他	88	73	3 地区に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 岩国市の取組

- ・ 岩国市地域防災計画の策定
- ・ ハザードマップの策定・掲載・配布
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 感染症情報提供体制の構築及び経済支援策の実施
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 商工会の取組

- ・ 事業者 B C P に関する国の施策の周知
- ・ 事業者 B C P 策定セミナーの開催
- ・ 山口県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・ 事業者へ国や自治体の施策の周知
- ・ 相談窓口の開設

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える商工会の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、岩国西商工会と岩国市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

- ・ 支援事業実施期間で10件の事業継続力強化計画策定、又は策定支援を実施する。
- ・ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済・保険制度の加入確認を行い、共済への未加入事業所に対して制度の周知を図るとともに保険会社と連携した保険相談を実施する。制度の周知件数は、支援事業実施期間で300件以上（各支所100件以上）を目標とする。
- ・ 計画の作成にあたって、新型感染症の拡大への対応を含む

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 岩国西商工会と岩国市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 商工会会報や広報いわくに、当会及び岩国市のホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・新型コロナウイルスに対する岩国市の取り組みや対策の流れについて周知する。

２）商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・岩国西商工会は、令和２年度事業継続計画を作成（別添のとおり）。

３）関係団体等との連携

- ・山口県商工会連合会を始めとした関係団体等へ、事業継続の取組に関する専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者へ事業者ＢＣＰの策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、近隣商工会・商工会議所等とのセミナー等の共催。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済への加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損保会社等と連携し実施する。

４）フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況の確認
- ・岩国市における事業継続力強化支援に係る情報交換を実施する。（岩国市・やましろ商工会・岩国西商工会・岩国商工会議所）

５）当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（浸水被害、土砂災害、震度５強以上の地震）が発生したと仮定し、岩国市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< ２．発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

- ・発災後１２時間以内に職員の安否報告を行う。
ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会とやましろ商工会・岩国商工会議所・岩国市で情報共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岩国市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

- ・岩国西商工会と岩国市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、２日以内に情報共有する。
- ・被害状況の確認方法
職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）
地域の各事業所から商工会への被害報告

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、岩国西商工会と岩国市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

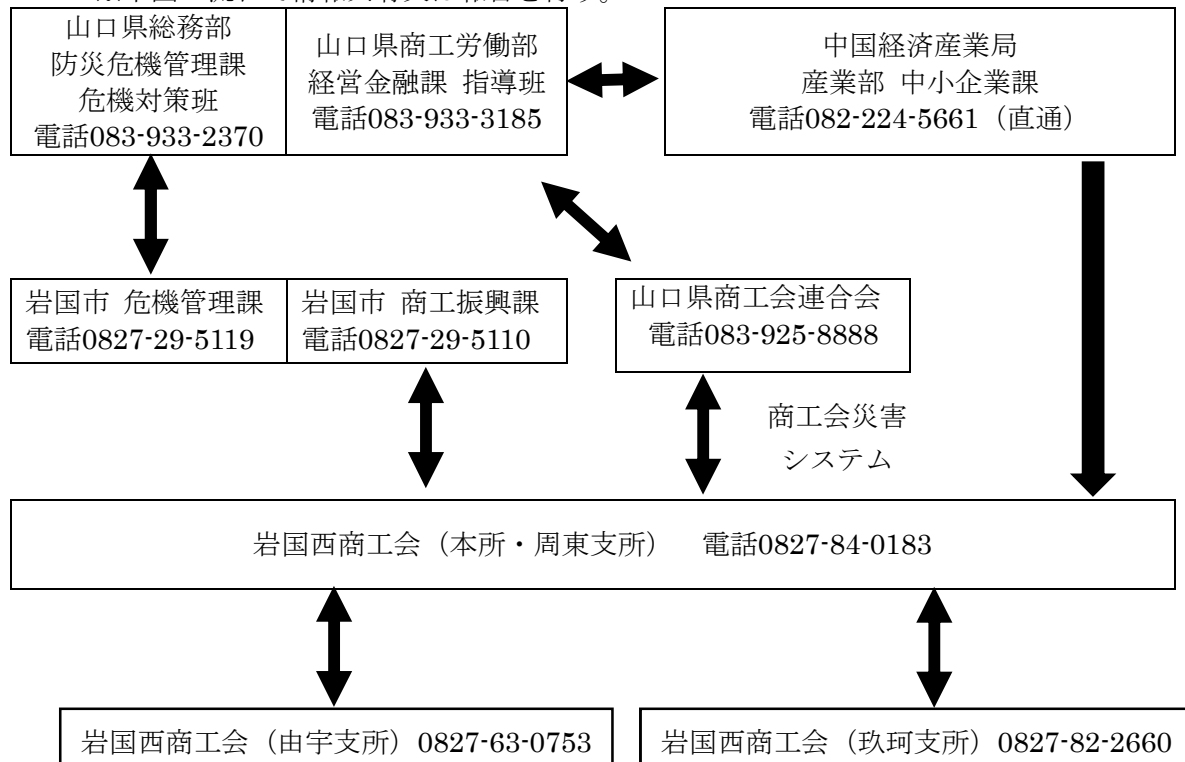
発災後～2週間	1日に2回共有する（午前・午後）
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・岩国市で取りまとめた「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会と岩国市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・岩国市は当商工会と岩国市が共有した情報を山口県へ報告する。
- ・当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、被害を確認した場合は随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は山口県の指定する方法で山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山口県からの情報に基づき、当商工会と岩国市が共有した情報をメール又はファックスにて当商工会又は岩国市より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、岩国市と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、岩国市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

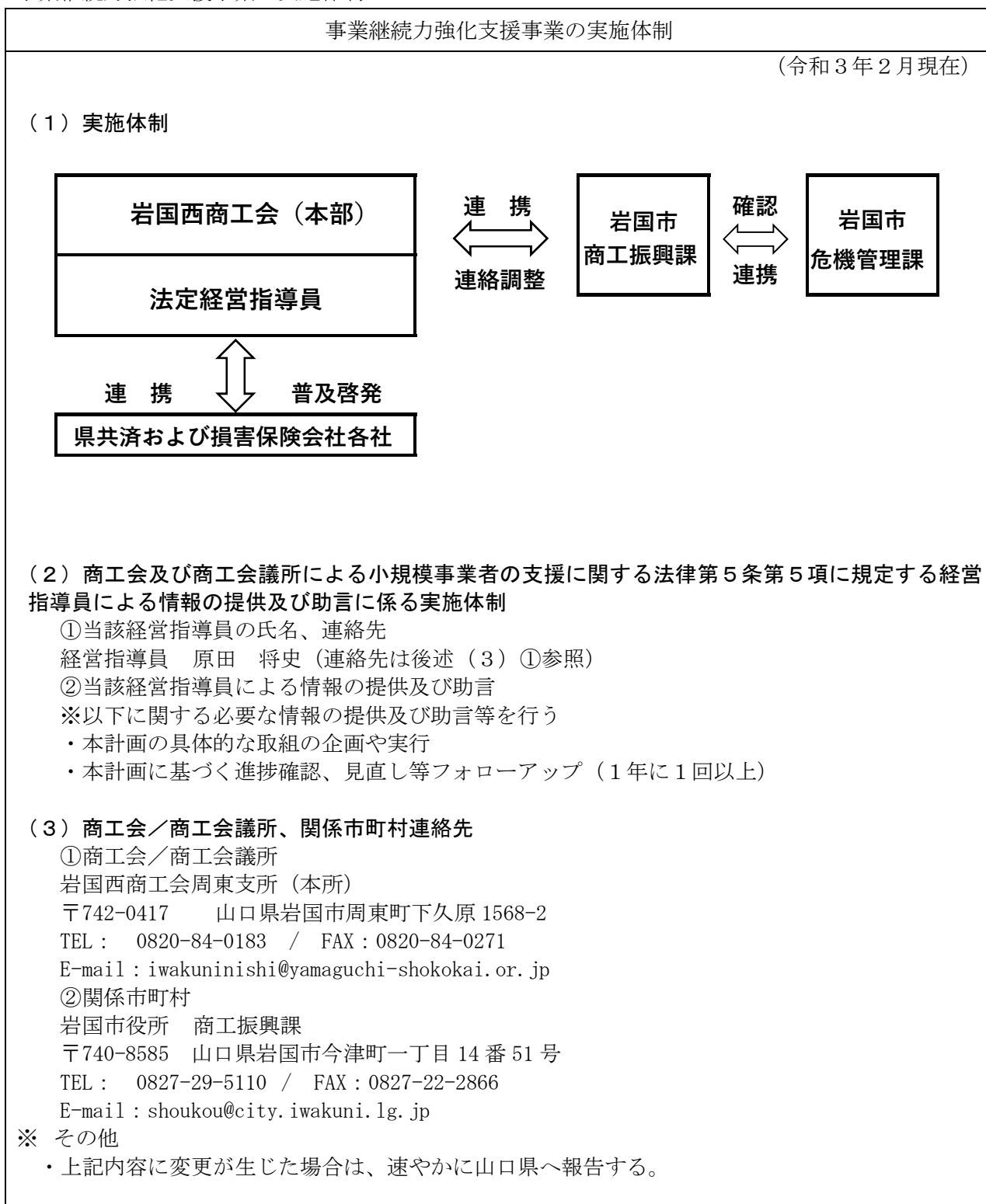
- ・岩国市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や県内各市町、山口県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣	50	50	50	50	50
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ ウェブサイト更新料	10	10	10	10	10
・ 防災・感染症 対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、岩国市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること